宇

都

宮

清

吉

#### 序

此の小篇の目的は漢代の「家」と、それが聚合して强大な勢力を地方に形成してゐた「豪族」に就いて分析しその本質

であるが、これは又他日是非更めて論ずる機會を持ち度い、 言ふことである。 の行はれ方、及び物の考へ方の凡てが政治的であつた點が「豪族」と言ふ社會的存在と如何なる關係を持つてゐたかと 別方面からの考察を必要とする。それは漢代社會秩序の唯一原理が政治力にあつたこと、卽ち實際に於ける社會統制 に譲り、 それに就いて明らかな智識を持つ必要を痛感する。予は不幸にして未だその遑を有しないので此の點はしばらく他日 を明らかにして見度いと言ふ所にある。然し此の究明を更に根據深くする爲めにはもう一時代溯つて春秋戰國時代の 専ら漢代のものに就いて拙ない考察を施して見た。又漢代の豪族の本質を明らかにするのには、 此の點は支那史殊に支那中世史 (至隋唐) を理解する上に最も重要な點ではないかと思考されるの(自後漢末) を理解する上に最も重要な點ではないかと思考されるの 故に此の小篇に於いては此の方面に觸れることを一時避 更に一つの

第二十四卷 第二號

けざるを得なかつた。讀者諒とせられよ。

漢代に於ける家と豪族

(宇都宮)

ことを任務とする郷の有秩・嗇夫(註二) 又は郷佐(註二三の顔であつた様である(註一四)。これ等の官吏の任務は戸籍に明 査に重要な役割を持つてゐた役人は賦稅を收め(註二) 或は徭役の先後を定め民の貧富を察知し賦稅を平均公平にする 分せられたであらうが、 な役割を持つ者であるから政治の安定の為めには戸籍の整理が常に心掛けられた(産力)。戸籍を擅に脱した者は勿論處 所があつた(誰も)。民は凡て名數に登記さる可きであつたから民のことは又編戸と言はれた(誰心)。戸籍は右の如く大切 これに依つて課され(韓玉)、兵役適齢者はこれに依つて明らかに徴集され(辞さ)、 の戸は戸籍に登載せられた。その戸籍は名數又は數と言はれ(註四)一戸内の人數が明らかにされ、 租税の實際上の貨擔者として、其の增減は大に留意せられた。 官とし萬戸未満の小縣は長を長官とした(建立。家又は戸は國家的諸制度の根幹をなす治安、兵役、財政等の基礎となり て考へられる。 ゆる分野に於ける思惟と行為の根據は常に家或は戸に求められた。實践道德の基本を爲す孝行は家の組織を根底とし 漢代に於ける戸及は家は社會に於ける最小の單位であり、 その上には百家を標準とする里がある(誰こ)。 政治的秩序の最小の組織をなすものは五家を一組とする伍であり、 戸籍の脱亡者であることを知つてこれを雇傭等した者も處分を発れなかつた(註1O)。 縣の大小は戸の多少に依つて標準せられ、 道德的、 即ち毎年八月に案比を行つて戸口敷を調査し(誰三各 政治的、 一郡の治安はこれによつて計畫さるゝ 經濟的諸生活換言すれば社會生活 その上に十家を一組とする什があ 萬戸以上の大縣は令を長 **算賦と言ふ人頭** 口調

ことは言へ財産的獨立はどこまでも嚴格であつた(垂三)。家の財産の多少は自ら家の所屬員の社會的 が一般に別居分財と言はれるもので家族が財産的に獨立して別居するに至る(建三)。これは家の誕生を意味する。分居 萬と言ふ表現は兩漢の史書に多く見えてゐる(莊三大)。 作用があり、 産勞務者がある。 家貲は凡そ十萬錢と認められてゐたことになる。貲・耕地及び奴婢にはそれら~課稅された。 五銖錢が標準貴として確立する樣になると、家財は主として鬒の多寡に依つて計られることになつた。家貲何萬何百 に伴つて起るのであり、 分財の主目的は家族が經濟的に獨立して互の負擔を輕くする點に存した<br />
(注三)。 多少の差はあつたらしいが大體に於いて尊長の指揮の下に一の經濟團體として活動した(註一也)。 られることは言ふまでもないが手の指数で数へるやり方もあつた。注一八。 家は經濟的に獨立した共同體である。 **貲は貨幣額に依つて算定せられ(註一方)、** 官吏となるには一定の財産的資格が存した(註三四)。 此の財産と生産券務によつて家の經濟は運轉せられる。 互に經濟的に獨立した家を構成した限り親戚としての德義的救濟の義務が互に存在した 以下に於いて次第に述べる如く家には普通其れぞれ獨自の財産があり、 土地はその廣狹に依つて計測される(鮭一也)。 一金は金一斤でその直萬錢に相當したから、 十金の家貲は中流の家の普通の財産であつた(註三五)。 財産の主要なる種類は貲と土地及び奴婢で 家の構成員たる家族は其の財産權の上に されば家の誕生は必然に經濟の獨立 奴隷が人数によつてかぞ 貲に對する課税は貲算 此の經濟團體の分裂 (建立)中 地位を決定する 流の家の 生

(269)

ある。

される、註一五)。

るくなければ遂行出來ぬものでありこの點から考へてもこれらの役人が戸口調査の重要役割を帶びてゐたことが推測

**戸卽ち家が課税の負擔者であると言ふことは家そのものの經濟的性格からして自然に起ることであ** 

る

**第二十四卷** 

**第二號** 

第二十四卷

これは官吏任用の財産上の資格を中流の家よりづ、と引下けたことを意味する(註三)。 此の後官吏任用に關する財産 上の家格に對して何等漢史には記載がないから、漢一代凡そ此の標準が行はれたとすると漢代では隨分貧窮の家の出 であつたのである。景帝の時に従來十算以上を納入する家卽ち中家以上のみが官吏となれたのを四算まで低下した。・ に一時三十にして一を税せられ、 後漢末だけのことであつたのか、 で服度の言ふ所に依れば萬錢に百二十七を算した(華云/こ。これは漢代の通制であつたのか、 十萬の貲産に對する課税だ(並三元) と言つてゐる。十萬は中流の家の貲であつたから、十算を納入する家は正に中流の家 時にはまた、什の四を税せられたこともあつたらしい(並三/12)。さて應初は十算は いつの時の貲税か、 はつきりしない。質税に闘する記錄は少ないが、 それとも服度の時代、

時は隨時これを夏却して貨幣に換へられた(誰三四)。 郡の長官以下が嚴罰に處せられた事質がある(註三)。 つたから(鮭豆) 財産の寡い者はあらゆるものを以つて貨幣に換へ支辦せんとした(鮭豆で)。 土地財産が先づ賣却される 的なものと思はれる(註三三)。 の田租率であつた(註三)。 ふもので、 耕地に對しては田租が課せられた。田租は時にやゝ變更され又は全廢されたことさへあるが大體三十分の一が漢代 課税の際は此の額に各家の所有田地の頃畝を乗じたものがその家の田租額となつたと言ふ考說は最も合理 三十分の一と言ふ率は豫め一定面積の收穫高を見積り、之を三十分して算定した税額を言 度田と言ふことは戸口の精査と並んで税制の點から重大な仕事であり度田不實の爲めに 漢代に於いては貨幣經濟は徹底し貨幣で納入す可き税目も種々あ 耕地は不動産であるからして財産を使用消費する必要の生じた

財産上に於いては官吏になる資格があつたことが判る。

も亦常にその所有額が富を表示するものとして使用されたのは舉例するまでもない。 土地を買收し、所謂棄併の勢を形成するのは自然的傾向であつた(註三と)。 對産が富を表示するに用ひられた如く土地 のは當然であつた。且つ土地は營利的には價値が少なかつたが財産保全の爲めには良好なるものとされたから富豪が

型的中農の家の耕地の最大面積と考へた所のものと相符合するのである。 錢位ではなかつたかと考へられる。故に中人一家の貲産十萬錢は耕地にして見れば凡そ百畝の廣さに當り、鼂錯が典 ではないかと思はれる(註四四)。 若し此の見方が許されると、普通の耕地の普通の價格は大體一金の十分の一、即ち千 あり(謹酉三) これ等は何れも良田美田を誇賞したもので、恐らくその價格を普通耕地價格の凡十倍の見當で賞美したの たものであるが更に雨淅地方の地價に對しても同じ樣な表現がある。卽ち堂邑令費鳳の碑文に「祖業良田畝直一金」と 言はれ又「禹貢の雝州に當る地方はその膏なること畝價一金と言はれる」鮭ロハパ。 兩方とも大體同じ地方のことを言つ **賛は土地財産に換算すると約百畝に相常する様に思はれる。「鄭鎬の間は土地肥滘にして一畝一金に値する」**註言こと にこれから推考して、漢代中流の家ではその耕地百畝を越えることは稀であつたと見られる。前に述べた十萬錢の家 したが、斯る中流の典型的家に於いては「その家族がどんなに働いても百畝以上を耕作することは難かしい」(註四〇) 故 奴婢税に就いては資料が殆どないが應劭が引く漢律によれば、算賦を普通人の二倍課せられた樣である(華三人)。

さて中流農家の土地は事實上最大百畝を超えられなかつたが景帝時代に引き下けられた官吏任用の財産資格たる四

漢代に於ける家と豪族

| 匡衡と言ふ丞相とまで出世した入はその家代々農家であつたが貧乏だつたので傭作して資用を稼いだ(註50。

は生計をたてることが出来ぬから自ら他家の耕地を耕作する所謂傭作・傭耕・客耕等と呼ばれる者とならなければな

運んだと言ふ話があることから考へても、土地所有の不平等振りが想見される(註四九)。 貧農の家は自己の耕地だけで

第五訪も名家の族孫であつたが家が貧しかつたので常に傭耕して兄嫂を養ひ(誰立) 侯瑾も亦宗人に依つて恒に傭作し

仲舒、 徒附を擁する富豪が地方に跋扈し、一伍長に價ひする官權も無くてさへ千室名邑の王公と同じく無數の貧家を役使す た《鮭玉四》。 一般に同じ編戸の齊民でありながら財力で他に君臨し、宏莊な邸宅幾千頃の田園、幾千の奴婢、幾萬人の 狀が寧成をして陂田千餘頃を貴貸し貧民數千家に假してこれを役使し數年にして數千萬の富を致さしめたものであつ 名な鄭玄も馬融の門を卒へて郷里に歸るや家貧なる為め東萊に客耕したことが傳へられてゐる(註五三)こ。これ全く董 つゝ生活した(韓五)。傭耕と言ひ傭作と言ひ皆他家田土を耕したものであらう。斯る史質は枚專に遑ない位である。有 仲長統等の言ふ如く分田無限にして耕地の分配に甚だしい差のあつた為である(並ニュニ)。地方に於ける斯る實

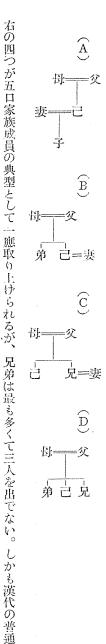
漢代に於ける家と豪族

(宇都宮)

つたことを指摘してゐるのである(誰五也)。 る狀態は漢の初期から變らず續いてゐるのである(註五五)。 而も猶ほその極まるところは兼併豪黨の徒が跋扈し郷曲はそれらの者によつて完全に壓服され順使さる、に至 しかして、二に述べる樣な豪族は概してかゝる富豪であつた 司馬遷はこれを社會の自然的勢である(註立)とは考へてる

普通に家の概念を構成してゐたが(註六〇)父が沒すれば兄弟は多の場合分財別居したから(註六一/こ、父亡く同産兄弟の ば は、 的である。 有つた者即ち大體二十歳以上五十五六歳位までの男子が二人は存する ことになる。今此の二人を か り に父子とすれ ゞ終了した樣であるから(註五) 農耕勞働の能力者が自ら一方に於て此の義務を有する年齡者であることは極めて自然 合の多いことは論ずるまでもないことであらう。何と なれ ば漢代の徭役義務は現在學者に究明さ れ た限りに於いて は 上から決して惡るいことはない。たゞ鼂錯の言つてゐる樣な本格的な農耕に從事出來る者が自ら徭役適齡者である場 よつて、この五口之家の家族關係をうかゞつて見よう。 さて鼂錯の所謂五口の家は如何なる家族關係にて成立したであらうか。今漢代の普通の家の概念及び制度、 「服役者は公事の役に給するものだ」と解した(鮭豆八)。 景帝時代までは二十歳頃から開始され、 他の家族員は母及び妻子或は同産兄弟である。漢代人の普通の常識では父母妻子同産及び其の子達の組合せが、 而し「服役者」を必ずしも徭役義務者と解する要はなからうと思ふ。農家の耕作に從ふ能力者と解しても文意の かく考へる時、 昭帝時代以後は漢代を通じて二十三歳頃から開始されて五十六歳頃まで 彼は五口の家では「服役者が二人を下らない」と言ふ。 師古に從ふと此の二人の服役者は徭役に從事する年齢者で 習俗に

である。 家の家族構成を考へる場合には、 みで五口の家を成す場合は、 すると、 かる、典型的五口之家では兄弟が極めて少ないことが推測される。 極めて少なかつたらうと思はれる。故に今二人の農耕能力者を抱擁する、 **、まづ漢代普通の家の概念によつて、必ず父母の生存することを條件として考ふ可き** 今便宜上圖式的方法に依れば 典型的五口之



た。しかしてかゝる家が猶ほ一般社會を支配する經濟現象、 以上の男子とすれば、 の結婚年齢は男は二十歳、 力を縮少せられ、 られてゐる。これは父一人、 からは省かれなければならぬであらう。 かゞ大體了解せられると思ふ。彼は此の概念に於いて最も通常なる生産消費の生活を蜚き、 兄弟は高々二人を出られない。しかも、漢代人の家の概念に一番圓満に該當してゐるのは(A)の場合に限ぎ 遂に全生活の根據を失ひ流民化することを說いてゐるのである(monital 故に家族成員五口の家或はそ 彼等は最も普通には常に妻帶者である。 女は十五歳とされた様であり(鮭パノーパ)、父と共に充分なる耕作力を有する者は概ね二十歳 子一人、孫一人に過ぎぬ。 故に真の典型的五口の家の概念に該當するものは(A)(B)(C)の三場合のみ 他は母と妻である。 歪められた政治力の作用する爲めに、 然る時は右闘中の(D)の場合は典型的五口の家の概念 最錯の所謂五口之家は如何に子孫に乏し 且つその限度を測定し 次第にその生活能

る家族經濟の限度を破る要素たるに過ぎないからである。そこで子孫繁殖に對しては消極的積極的に制限が行はれる。 れ以下の貧家では非生産的の人口が増加することは一種の脅威であつたに遠ひない。それは辛くも調和が保たれてる

殺して了つたりしたのである(誰方匹)。

題

所

である。

第二十四卷 第二號

漢代に於ける家と豪族

(宇都宮)

二五

第二十四卷

彼等が居らず、互の交渉が極めて淺かつたからであらう。 々分散して郷里には殆ど居ない様である(誰穴も)。 たとへ同姓の者がゐても、 現に高祖自身もその妻子を郷里に置いたまゝではあるが、 その血縁關係さへ不明なのは平素郷里に

塘 芒碭と言ふ郷里に近い國境の山澤に亡命し同類の頭となつてゐたのである(註六八)。 間家は一子相傳であつたので蜀郡には雄の宗族に當る樣な揚氏は一家もなかつた(註天九)と言はれる。 かつたであらう(註七O)o 笑せられた」と言つてゐる様に貧賤の家であり、 上虞の間を代々彷徨し或は農桑に或は商販に從事し、 田百畝、 家産は十金に過ぎぬ典型的中流の農家であつた。元鼎以來蜀郡の郫に住みなしたが五世の 郷里さへ」定してゐなかつたから、 幾分游俠的性格を持つた王充の家は自ら「細族孤門と嘲 前漢末の有名な大學者揚雄 勿論宗族の家等が出來る筈もな 會稽の陽亭、

單家であるのは、或はその家が揚雄に於ける如く子孫に惠まれず一子相傳たらざるを得ない等と言ふ特別の事情によ によつて發生する。已にして富あれば次には子孫さへあれば同姓の家は期せずして發生する筈である。富あつて猶 のもあるが(註上で) これは寧ろ珍らしいことではなかつたかと思ふ。 則としてその家が富んでゐることは稀であつたらう。 子雲」と言つてゐる。 かやうな同族の少ない家が漢代では王充自序の句の様に細族孤門と言はれ、 單微(註七四)、 家世微賤(註主五)等と言はれてゐた。 揚雄の家の如きは、正に細族孤門、軍寒の好模型であらう(計自紀篇)。 時に單家と言はれつゝ猶家の富んでゐたことを記されてゐるも 王充は細族孤門よりして英俊の出た例として「揚家不通。 何となれば前にも述べた様に新しい家は別居分財 或は單家(註七二)、 彼等は宗族が無く、 單門(註立三)、 單寒(註七 叉原 狙つ 卓有

#### ĒĪ

「里魁掌一里百家。什主十家。伍主五家。以相檢察。云々。」(一) 後漢書(卷三十八)百官志(第二十八)の本註に

(二) 漢書(卷十九上)百官公卿表に

とある

滅萬月爲長。秩五百石至三百石。云々。」とある。「縣令長皆秦官。掌治其縣。萬戶以上爲令。秩千石至六百石。

る。又漢書(卷百上)に班况のことを記して「〔况〕致仕就第のことを記してゐる。その師古注に「名戸籍也」と言つてゐ、漢書(卷八十一)孔光傳に光の父覇が名數を長安に徙した(四) 漢書(卷八十一)孔光傳に光の父覇が名數を長安に徙した

費果千金。徙昌陵。昌陵後罷。大臣名家皆占數于長安」と

あり、師古は占数に對して「占度也。自隱度家之口數而著

名籍也」と言つてゐる。名數も數も戸籍である。

## (五) 前揭加藤博士論文

文子、補漢兵志。濱口重國氏、漢の徴兵適齡に就いて、史兵役も亦年齡によつて服役の時が定められてゐたから、銭二賈參看)案比の時年齡の調査は嚴重であつたであらう。「宮崎市定氏、古代賦稅制度、史林第十八卷一九〇頁―一九(六) 算賦或は口賦口錢等は何も年齡に依つて次第されたから

漢代に於ける家と豪族

(字都宮

役に於ても重大なる據り所となつた筈である。

「山陽郡戸九萬三千。日五十萬以上。 訖計盗賊未得者七十七(七) 漢書(卷七十六)張儆傅に儆が山陽郡守として上奏した女役にがでも重大なる揺り伊となった箸である。

(八) 史記(卷百二十九)貨殖列傳に

人。它課諸事亦略如此」とある。

戸口の特査によつて不顕

の民を検察したことが見られる。

ある。何れも民を編戸と言つたもので、これ民は戸籍に編「孔氏子孫不克編戶」とあつてその師古注に「列為庶人也」と又漢書(卷六十七)旃福傳に「萬家之侯百室之君尙ी追貧。而况匹夫編戶之民乎」とあり、「萬家之侯百室之君尙ी追貧。而况匹夫編戶之民乎」とあり、

(277)

「無に編入せられたと考へられる。何となれば漢書の功臣 (九) 漢高祖が天下を一続するや五年夏五月には韶して故郷を (九) 漢高祖が天下を一続するや五年夏五月には韶して故郷を 立ことが記載されてゐる。爵を賜へばその人は一定の地の ふことが記載されてゐる。爵を賜へばその人は一定の地の ふことが記載されてゐる。爵を賜へばその人は一定の地の なことが記載されてゐる。爵を賜へばその人は一定の地の なことが記載されてゐる。

第二十四卷 第二號

係

があつたことが明らかであるからである。

呼ばれてゐるのであるから爵と戸籍とは離る可からざる關

表等に依つても判る様に有僻者は何れも何地の何爵何某と

泥

第二號

を保として儲つたので罪に坐したことが記されてゐる。子聖が名數を脫亡してゐる者でゐることを知りながらこれ(一〇) 漢書(卷千五上)王子侯表の胡執頃侯胥行の條に胥行の

## 一一) 漢書(卷十九上)に

官志第二十八本註に收職税。游徼徵循禁咸盗」とある。又後漢書(卷三十八)百收賦税。游徼徵循禁咸盗」とある。又後漢書(卷三十八)百收賦稅。游失職聽訟。

中略。又有鄕佐屬鄕。主民牧賦稅」とある。皆主如民喜惡。爲彼先後。知民貧富。爲賦多少。平其差品。皆主如民喜惡。孫武名少。平其差品。皆之知民善惡。秩百石。掌一鄕人。其鄕小者縣置嗇夫一人。

- 論文六二一頁上段参看。)(一四) この考へは加藤博士も已に唱へられた所である。(前掲
- 料(五)人口及土地二〇頁上段) おまのである。(食貨半月刊 第三卷 第三期、秦漢經濟史춫一五) 此推測は馬非百氏も亦爲してゐる所で予はそれに同ず
- (呂)母家梁豐。貴產數百萬。)等とも呼ばれる。 費財二億。家僮八百人) 貴產(後漢書卷四十一劉盆子傳。 香)また家貴(漢書卷七十二。貢萬傳。臣禹年老貧窮。家貴 不滿萬錢。云々。)貴財(後漢書卷百十二上折像傳。〔折〕國有 不滿萬錢。云々。)貴財(後漢書卷五十二上折像傳。〔折〕國有 不滿萬錢。云々。)貴財(後漢書卷五十二上折像傳。〔折〕國有 不滿萬錢。云々。)貴財(後漢書卷五十二上折像傳。〔折〕國有 不滿萬錢。云々。)貴財(後漢書卷五十二上折像傳。〔折〕國有

漢書(卷七十二)貫禹傳にと言はれるが田宅と賛財とは明瞭に異つた財産であつた。と言はれるが田宅と賛財とは明瞭に異つた財産であつた。財(後漢書卷四十六、鄧瞻傳。沒入隲等賛財田宅。云々。)等

ある。 とあり、 たことを言つた部分なのであるが、 で計られた證據を示してゐる。貲は此の如く田宅産、 とか、「警十千萬」等と言ふ書き方があり、これ又貴が貨幣 産であつたことが判明する。漢書の貨殖傳には「訾五千萬 於ける貨財二億の言ひ方と共に貲は貨幣額で表出される財 有田百三十畝。陛下過意微臣。臣賣田百畝。以供車馬。云々。 別の項目をなしてゐる。 と異なる財産であつたが、又角車六畜等の如き家財とも異 る。後漢書(卷百十八)西域傳に「算至舟車貲及六畜」の語 「臣禹年老貧窮。家訾不滿萬錢。妻子糠豆不赡。 これは武帝の時にこれ等のものに課税されるに至 田地と質は異るものである。又後漢書の折像傳に これ等のことから考へて貴が事ら 費は舟車や六畜と其 檔 褐 不 完 。 奴隷

貨幣財産を指す語であつたことが判

生遺書刑法分考十五)然し史記(巻百二十九)貨確傳には牛の頭竅によつたことを史料を擧げて述べてゐる。(沈寄簃先の頭竅に用ひられ、家寓を示し生産力の大少を表はすにはそ

財の文献の示す所である。貴は田宅と連語してよく田宅貴類をなす。貴が奴隷等とは別な財産であつたことは上掲貴蓄積された貨幣財産を貲と言ふ。田宅奴隷と共に財産の種

たまででは、1-1、C 千足。羊彘千雙。僮手指千」と言ふ言ひ方があり、集解は

きである。 「憧奴婢也。古奢無空手游口。皆有作務。作務須手指。故用 「憧奴婢也。古奢無空手游口。皆有作務。作務須手指。故曰

## (二〇) 此の項同上三六頁。

(二一) 後漢書(卷百十一)。李充傳に

「〔李充〕家貧。兄弟六人。同食經衣。蹇臨謂充曰。今貧居如此。難以久安。蒌有私財。顯思分異。」とあり、これは同居此。難以久安。蒌有私財。顯思分異。」とあり、これは同居此。難以久安。蒌有私財。顯思分異。」とあり、これは同居此。難以久安。蒌有私財。顯思分異。」とあり、これは同居此。難以久安。蒌有私財。顯思分異。」とあり、これは同居此。難以久安。蒌高謂充曰。今貧居如此。難以久安。蒌高謂充曰。今貧居如此。難以久安。蒌高謂充曰。今貧居如

## (二二) 本稿二九〇頁参看。

後漢書(卷百十三)周黨傳に

分し、家族に分散することは出來るが、獨立の他家をなす宗族。云々。」とある家産の穩承者がその家産を自主的に農以理。及長又不還共財。黨語鄉縣訟。主乃歸之。旣而散與以理。及長又不還共財。黨語鄉縣訟。主乃歸之。旣而散與

漢代に於ける家と豪族

(字都宮)

よつてこれを奪還することが出來るのである。宗人が擅にこれを領奪することは出來ぬ。繼承者は裁判に

(二四) 漢書(卷五)景帝本紀。後二年五月

官。朕甚愍之。訾算四得官。亡令廉士久失職。貪夫長利。」十以上廼得官。廉士算不必衆。有市籍不得官。無貲又不得也。不患其不富。患其亡厭也。其唯歷士寡欲易足。今營算「韶曰。人不患其不知。患其爲祚也。不患其不勇。患其爲悉

算とは服虔の注によれば「訾萬錢。 第百二十七也。」であ吏と成れたが、景帝はこれを四算に低下したのである。貲

とあり、

景帝の時までは貨幣財産税十算以上の者のみが官

る。應劭は「十算十萬也」と言ふ。即ち官吏採用の資格が十

萬の貨産ある者から四萬の貨産者へ低下されたのである。

三五

漢哲(卷四)文帝本紀

「賛」と言つてゐる。 金中人十家之産也。云々。」とあり、師古は中人を「謂不宮金中人十家之産也。云々。」とあり、師古は中人を「謂不宮不貧」と言つてゐる。

(二七) 公羊傳臘公五年の「百金之魚公鼎之」條下に漢の何体が一一二八頁下段)

百斤でその直百萬錢である」とした。金一斤が價萬錢に相る。王先謙は前掲文紀の贊に此の何注を引いて「百金は金「百金猶百萬也。古著以金重一斤。若今萬錢矣。」と言つてゐ注して

第二十四卷 第二號

二九

此一算百二十七と言ふ數字は妙な端數である。故に此の數註。

今暫く原本のまゝに從ふ。 今暫く原本のまゝに從ふ。 今暫く原本のまゝに從ふ。 今暫く原本のまゝに從ふ。 今暫く原本のまゝに從ふ。 今暫く原本のまゝに從ふ。 今暫く原本のまゝに從ふ。

「今丹熊體於自跪期會。調發諸郡兵殼。復營民取其十四。云に馮英の上言を載せて、「一切稅天下吏民營。三十取一。云々。」とあり、又同傳中(二八ノ二) 漢書(卷九十九下)王莽傳下の天風六年の所に

## (二九) 註(二四)參看

々。」とあり。

- (三〇) 註(二四)參看。
- (三一) 村一百日心命に一一下頁 一一口頁を含く三一) 杜佑、通典卷三。賦稅上参看。又吉田虎雄氏、兩漢の
- (三四) 註(一六)引用貫禹傳文参看。 (三三) 程樹德、九朝律考卷一、废田不實條參看(三二) 前引吉田氏論文一一六頁—一一七頁參看

(三五) 賞算が貨幣納たるは言ふまでもない。その他算賦口賦(三五) 賞算が貨幣納たるは言ふまでもない。その他算賦口賦

(三六) 漢書(卷二十四上)食貨志上に引かれた最錯の文に(三六) 漢書(卷二十四上)食貨志上に引かれた最錯の文にの意子孫以償責矣。」とあり、賦斂は宮崎市定氏の言ふ如宅。鬻子孫以償責矣。」とあり、賦斂は宮崎市定氏の言ふ如うが、此處では一般に錢納税のことを指してゐると思はれらが、此處では一般に錢納税のことを指してゐると思はれる。(宮崎市定氏、古代賦稅制度上史林第十八卷一九六頁註。當子孫以償責矣。」

税。豪富之家乘賤買故得其饒利。]と言つてゐる。 「貧人旣計釜飯。以爲資財。懼於役重多。即賣之。以避科 リ、李賢は

「往者郡國上貧民以衣履釜鬻爲貲。而豪右得其饒利。」とあ

(三七) 史記(卷一二九)貨確像に司馬遷は「田農は拙業」と言ひ、(三七) 史記(卷一二九)貨確像に司馬遷は「田土に投资しこ口調を以つて記してゐる。「用本守之」とは田土に投资して財。用本守之。以武一切。變化有疑。 設足術也」と詠嘆的財。用本守之。以武一切。變化有疑。 設足術也」と詠嘆的「弄法犯姦。而實盡稚埋。去就與時俯仰。獲其顧利。以未致、計を購入して財産を安固にすることである。

(三八) 漢書(卷二)惠帝本紀六年の注に

ら、此の奴婢税も亦自ら變動したことは論ずるまでもなか算」とある。但し算賦が時代によつて變動したのであるか「應劭曰。漢律。人出一算。 算百二十錢。 唯賈人與奴婢倍

らら。

(前掲

加藤博士論文参考》

る。 も典型的なるものに求むるのは言ふまでもないことで、 られ、 た概念で極めて重視しなければならぬ概念である。 へて漢代中農の典型的家族狀態を示すものとして採用され じ食貨志上に引かれた量錯の立論中の五口も此の點から考 極めて酷似した社會狀態を記述した李悝の盡地力說が載せ 誠に尤で賛成ではあるが一方漢書食貨志上には漢代社會と **瞭なる點を指摘して、該統計から一應得られる一家の平均** 第三卷)なる好論に於いて漢代人口統計の基礎條件の不明 人口五人と言ふ敷字に對して疑問を持たれた。此の疑問 斯かる學説がその立論の根據を現實社會に存在する最 牧野巽氏は「漢代に於ける家族の大きさ」(漢學會雜誌 その説の根據となつてゐる一家の人口も亦五口で 同 あ VI

(四一) 漢醬(卷六十五)東方朔傳参看。

(四〇)

· 今農夫五口之家。其服役者。不下二人。其能耕者。

不過百

漢書(卷二十四上)食貨志上。 鼂鍇の文に曰く、

(四二) 後漢書(卷百十上)杜篤傳参看

(四三) 兩浙金石志卷一。漢費氏三碑參看。

(回四)

漢代に於ける家と豪族 (宇都宮)

土地の價は地味により、又地方によつてもとより異つ

てるたであらうから、一概には言はれない。仁井田陸氏が英ペの文書から摘出された所によつても地質は一畝千數百銭から四千數百銭に及ぶものもあつて非常なる差等のあつは何れも墓地としての地價を考へることは或は問題かものは何れも墓地としての地價を考へることは或は問題かものは何れも墓地としての地價を考へることは或は問題かものは何れも墓地としての地價を考へることは或は問題かも知れない。予は一畝一金の表現を本文に解した如くうけと知れない。予は一畝一金の表現を本文に解した如くうけと知れない。予は一畝一金の表現を本文に解した如くうけと知れない。予は一畝一金の表現を本文に解した如くうけと

(四五) 註(二四)の服虔應劭注に基づいて言ふ。

(四六) 漢諧(卷四十)陳平傳に

耳。云々。Jとあり。 「C陳平J少時家貧。好讀書。治黃帝老子之術。有田三十畝。 281 與兄伯居。伯常耕田。縱平游學。平爲人長大美色。人或謂 與兄伯居。伯常耕田。縱平游學。平爲人長大美色。人或謂 (281)

(四七) 註(一六)引用買禹傳の文參看:

(四八) 漢書(卷八十一)匡衡傳に

衙問殷國界事。曹欲奈何。殷曰。賜以爲舉計。 主簿臨賜故居奏曹。 定國界。 臨淮郡遂封眞平陵佰以爲界。多四百頃。 「初衡封僮之樂安鄕。鄕本田提 封三千一百頃。 初元元年。鄢圖誤以閩佰爲平陵陌。 上計簿。更定圖。言丞相府。 習事曉知國界。 署集曹椽。明年治計時。 **额謂所親吏趙殷曰**。 至建始元年。 積十餘歲。 令郡實之。恐 南以 衡封<sup>0</sup> 閩佰為 郡逎

者と大多数の貧農の存在を想定しなければならぬ。 築安郷には中農が相當あつたとしても猶小數の大土地所有 畝は五 戸が五・四頃平均の耕地を持つてゐた等とは考へられない。 な狀態が天下の大勢であつたのだから、平安鄕内の總ての 々を持つた郷であることになる。然し質際は註(四九)の様 農の最大耕地面積を百畝とすると、これは極めて裕福な家 たと一應考へられる。これによれば樂安郷の一戸の平均頃 田地が名数に上せられた戸六百四十七家に分有せられてゐ 頃を加へた地域の戸敷とす可きである。即ち三千五百頃の 衡の本傳に照合して考ふるに樂安郷の本來の提封に尚四百 思澤表によると六百四十七戸となつてゐる。此の戸敷は匡 石。入術家。」とある。築安鄉侯の領戸は漢書(卷十八)外戚 樂安鄉南以平陵佰爲界。不足故。而以閩佰爲界。解何。郡 即復以四百頃。付樂安國。衡遣史之僮。收取所還田租千餘 亦不告曹使擧也。聽曹爲之。後賜與屬明擧計曰。 郡不肯從實。可令家丞上書。 ・四頃强となる。量錯が言ふ様に(註四〇参看)中 **衡目。顧當得不耳。何至上書** 案故圖

租縵屬不絕。」とあり。左內史は左馮瑚のことである。課殿當兔。民聞當兔。皆恐失之。大家牛車。小家擔負。輸來。與民相假貸。以散租多不入。後有軍發。左內史以負租來。與民相假貸。以散租多不入。後有軍發。左內史以負租

四九

漢語(卷五十八)見宽傳に

(五)

前掲匡衡像に

作以供資用」とあり。庸作は卵古註して「匡衡字稚圭。東海承人也。父世農夫。至衡好學。家貧。席

一) 後漢書(卷一百六)第五訪傳に 「賈功庸爲人作役両受顧也」と言つてゐる。

金五

情耕以養兄嫂」とある。 「第五訪字仲謀。京兆長陵人。司空倫之族孫也。少孤貧。

「侯瓘字子瑜。敦煌人也。少孤貧。依奈人居。性篤學。恒皓(五二) 後漢書(卷一百十下)侯瓘傳に「結耕以養兄嫂」とある。

(五三ノ一) 後漢書(卷六十五)鄭玄傳に

作爲瓷」とある。

(五三ノ二) 拙稿漢代大私有地に 於ける 小作者と 奴隷の 問題「玄自游學十餘年。乃歸鄕里。家贫客耕朿來。」とある。

(東洋史研究第一卷第一號參看)

頃。假貧民役使數千家。(中略)數年致產數千金」とあり。任不至二千石。賈不至千萬。安可比人乎。乃貲貸買田千餘「睾成穰人也。(集解。徐廣曰。屬商陽)(中略) 歸家稱曰。(五四) 史記(卷一百二十二)酷吏傳に

萬頃云々」とあり又續いて
「漢興以來。相與同爲編戶齊民。而以財力相君長者。世無數(五五) 後漢書(卷七十八)仲長統傳所戴昌言理ໃ篇に

(五六) 史記(卷百二十九)貨薙列傳に「不爲編戶一伍之長。而有千室名邑之役]とも言つてゐる。

物之理」と觀察した。「凡編戶之民當相仕則卑下之。伯則畏憚之。千則役。萬則僕。

(五七) 史記(巻三十)平準書に

黨之徒。以武斷於鄕曲」とあり。索曰は「當此之時(文景帝時代)網畹而民富。役財驕諡。或至爺併豪

「郷曲寮奮無官位。而以威勢主斷曲直。故曰武斷也」と言つ

(五八) 註(四○)参看。此の最錯の文の

五九) 精しくは濱口重國氏、漠の徴兵適齢に就いて(史學維役也」と言つてゐる。 「服役者不下二人」の句に對して師古は「服事也。 給公事之

(五九) 精しくは濱口重國氏、漢の微兵適齢に就いて(史學雜(五九)、精しくは濱口重國氏、漢の微兵適齢に就いて(史學雜(六〇) 漢代では一家全誅を族といふ。漢書(卷九十)王温舒傳底。光錄動徐自爲曰。悲夫夫古有三族。而王温舒縣至同時族。光錄動徐自爲曰。悲夫夫古有三族。而王温舒縣至同時成。光錄動徐自爲曰。悲夫夫古有三族。而王温舒縣至同時成。光錄動徐自爲曰。悲夫夫古有三族。而王温舒縣至同時成。元本のであり、此五族は、各自の罪で五家族が全誅されたのであり、沈家本は五族とは五家と 言ふ の と 同じだれ (沈寄慈先生遺書刑制分 考一)としてゐる。 蓋し正言である。この例は他にも多いが今は省く。しかして漢代では大道罪は族に當した。同前卷成宣傳に「宣下吏。爲大遊當族道罪は族に當した。同前卷成宣傳に「宣下吏。爲大遊當族自殺」とある。(大道罪の及ぶ範囲について「〔孔〕光畿以爲

事情の為め割愛しておく。 即ち族は父母妻子同産よりなる家を全誅(紀代)と言ふ。 即ち族は父母妻子同産おっことである。これによつて考へると、漢代人が普通になの内容として含められてゐたことがわかるのである。これによつて考へると、漢代人が普通にないな言葉で現はしてゐる觀念は、必ず父母妻子同産よりなる家を全誅事情の為め割愛しておく。

誌第三卷。特に四十七頁の結語第二項。
(六一ノー) 牧野巽氏、漢代に於ける家族の大きさ。漢學會雜

(六一ノ二) 後漢書(卷百六)任延傳に

(六二) 漢諧(卷二十四上)食貨志上。

間疾。養狐長幼。在其中。勤苦如此。尚復被水旱之災。急不得避寒凍。四時之間。亡目休息。又私自送往迎來。弔死給徭役。春不得避風塵。夏不得避暑熱。秋不得避陰雨。冬百晦之收不過百石。帝耕夏耘。秋穫冬藏。伐薪樵。治官府。「今農夫五口之家。其服役者不下二人。其能耕者不過百晦。

第二十四卷 第二號

大遊無道。

父母妻子同產。無少長皆藥市。

欲懲犯法者也」

漢代に於ける家と豪族

(宇都宮

=

商人所以棄併農人。農人所以流亡也。云々。」とある。 以利相傾。千里游敖。冠蓋相敦。乘壓策肥。履絲曳縞。 亡農夫之苦。有任何之得。因其當厚。安通王侯。力過更勢, 積貯倍息。小者坐列販賣。操其奇贏。日游都市·乘上之急。 倍稱之息。於是有賣田宅。醫子孫。以償債矣。而商賈大者。 所賣必倍。故其男不耕耘。女不蠶織。衣必文采。食必染的· 賦劍不時。朝令暮改。當具有者半賈而賣。亡者取

#### (天三) 同前文参看。

(天四)

漢語(卷六十四上)嚴助傳に

『問者數歲比不登。民待賈爵贅子。以接衣食」とあり、如淳

問題東洋史研究第一卷一八頁参看。) と言つてゐる。(拙著漢代大私有地に於ける小作者と奴隷 "准南俗賣子與人作奴婢。名爲贅子。三年不能贖。遂爲奴婢。

## (六五) 漢書(卷七十二)買禹傳に

罪」とある。 民。民產子三歲。則出口錢。故民重困。至於生子。賴殺甚 「補新息長。小民困貧。 可悲痛。云々。」とあり、 「〔頁〕禹以爲古民亡賦。 算口錢。起武帝征伐四夷。 多不從子。 又後漢書(卷九十七)賈彪傳に 彪嚴為其制。與殺人同 重賦於

### ( 天 六) 後漢書(卷五十八)桓譚傳に

とある。 「今富商大賈多放錢貨。中家子弟爲之保役趨走。與臣僕等勸」

0

(ナセ) る。先づ中産の農家であつたらう。漢書(卷十四)諸侯王表 つた。その后呂氏が田中に勞働して ゐ た こと が想像され 高祖の家は漢書の本紀によれば墨邑中陽里の農家であ

「漠興之初。海內新定。同姓寒少。云々。」の語がある様に劉 氏の同姓は殆ど無かつたのである。衰によつて高祖の昆弟 家には「高祖兄弟四人」とあるから、此の表の伯、仲(喜)変は、 以上の者を見ると次表の如くなる。 その兄弟の全部である。 史記(卷五十) 楚元王世

(記述記)  $\Box$ 蕒 澤 交

明瞭でない。

買は表には從父

の二人は高祖との血緣關係が 出來やう。兄弟の他の賈、 當るものであると見ることが 的に最錯の所謂「五口五家」に

あ リ、 あり、 家には「諸劉者不知其何屬」と 迅 弟とある。併し漢書 荊王劉賈傳には從父兄と 恐らく史記の言つてゐ 史記(卷五十一)荊燕世 (卷三十

であるとして「不知其初起」時とある。 **傳には此の人がいつから高祖の軍に從つてゐたかさへ不明** 傳には 表と同じく 高祖の 從祖昆弟とあるけれども 史記 るのが眞相であらう。漢書の 澤は漢書(卷三十五)

## (六八) 史記(卷八)高祖本紀に

は梁國に愿してゐる」と言ふ。蓋し何れも高祖の鄕里近い 漢書の此條に引かれた應劭注によると「芒は沛國に屬し碭 なることを願つた者のみを率いて郷里の縣境の山中に亡命 する途中、その囚徒を勝手に解放し、徒中の壯士で手下に 得之。云々。」とあり、これは高和が縣の囚徒を驪山へ護途 邊境の山々であつたのである。 「高祖卽自疑亡匿。隱於芒碭山澤巖石之間。呂后與人俱求常 し、山賊類似の者となつた時のことを言つたものである。

# (六九) 漢書(卷八十七上)揚雄傳に

五世而傳一子。故雄亡它揚於蜀。(中略)家產不過十金。乏 曰。一壥一百畝。)有宅一區。世々以農黍爲業。自季至雄。 無儋石之僑。晏如也。云々。」とある。 漢元鼎問避仇。復蕩江上處峄山之陽。曰郫。 有田一堰。(晋垧 一整漢之與也。楊氏ূ迎江上處巴江州。而楊季官至監江太守。

### (PO) 王充、論衡(卷三十)自紀篇に

幾世攀從軍有功。封會穃陽亭。一歲倉卒國絕。因家焉。以 「王充者會稽上處入也。字仲任。其先本魏郡元城一姓。孫一

漢代に於ける家と豪族

(字都宮

等結怨。 舉家徙上虞。 云々。」とあり、 又その續きに 氣。至豪誦滋甚。故豪誦在錢塘。勇勢凌人。末復興豪丁伯 以賈販爲事。生子二人。長日蒙少日誦。誦卽充父。祖世任 **農築為業。(中略)祖父汎擧家禧載。就安食稽。留錢塘縣。** 

「充細族孤門或峢」之曰。云々。」とある。

(七一) 三國志(卷十五)張旣傳引魏略に

「旣世單家富。爲人有容儀。少小工書疏。爲郡門下少吏。而 家富。自惟門蹇。念無自達。云々。」とあり。

(七二) 後漢書(卷百十下)趙臺傳に

「法禁屈撓勢族。恩澤不逮於單門」とあり。

(七三) 後漢書(卷百十下)高彪像に 「高彪字義方。吳郡無錫人也。家本草塞」とあり。

(七四) 「陳蹇字仲弓。顯川許人也。出於單微。……家貧。云々。」と 後漢晋(卷九十二)陳宪傅に

あり。

(七五) 漢書(卷八十四)程方進傳に 「翟方蓮。汝南上蔡人也。家世徴賤」とあり。その母は方蓮 の學業の爲めに履を作つて生活の資としたと言ふ。

(七六) 前掲張郎傳を参看。

第二十四卷

三五

三六

が斯るものであつたことは論理上認めざるを得ない事實である。單家、單寒、單微、或は家世微賤等と呼ばれる家々 摘した様に別居分財の習俗が漢代の普遍的な現象で、根弧く行はれてゐたことを承認すれば漢代の宗族關係の大部分 財して各自獨立の家を構成し、その獨立した家を媒介として宗族關係の大部分が成立してゐたのである。牧野氏が指 は斯の如き組織を超越した單なる呼稱關係のみのものでないのは勿論である。卽ち漢代の宗族は曾ての血緣が別居分 これは事ら血縁關係の上から、親屬が互に呼称する言葉に就いて述べたに過ぎぬのであつて、實際に漢代存した宗族 きである。かゝる親屬關係が宗族である。爾雅の釋親には如何なる者が宗族を構成するかを精しく記述してある。韋三。 史料に依つて證明された(註)。兄弟が分財別居すれば此處に血緣關係を有する獨立の家と家の親屬關係が養生する可 牧野巽氏はかつて「漢代に於ける家族の大きさ」と言ふ論文で漢代では分財別居の風が盛んであつたことを豐富な

れる(註三)。果して三世にして陰識の時には已に宗族賓答千餘人を率いて光武帝兄弟の義軍に参じその大業を翼賛し

氏の主人たりし陰子方はこの有様に意を强くして、我子孫は必ず强大となるであらうと言ひならはしてゐたと傳へら

ることはなかつた筈である。南陽新野の陰氏は宣帝の頃に荊祕的事件があつた為めに暴かに巨富を築いた。當時の陰

留めぬこと漢高祖の一族の如くであつたから、かゝる家の姓氏は何代を経ても一地方に有力なる同姓の宗族が增殖す

は事實上經濟的に分財別居の能力がなく又家族の成員も自ら制限される傾向があり、且つ分散して郷里に殆ど親戚を

(286)

た(龍門)。 の强力化、 除子方が自信を得た様に富こそは子孫繁昌の有力な保證であり、 増殖を意味したものである。 世々貨殖を以つて著姓となつてゐたと言はれる南陽宛の李通は南陽に兄弟門 一方分財別居の風習と相表裏して一 一族同姓

想は根據の薄いものではなく興味ある問題を提供してゐると考へられるのである。 いて見よ。 い地方に特に財産分割の習俗が深酷であること、 方に關して特に財産分割が劇しく、 宗六十四 人があつた(証重)。 そこに刻せられる漢代富豪の傳の書き方は著しく他の叢傳と體例を異にしてゐるのを見逃がせないであら 潁川、 河内は漢代何れ劣らぬ豪族の跋扈する地方であつた。然るに漢書地理志は此の兩地 又それに關する紛争の絕え間ないことを指摘してゐる(註意)。 從つて同姓宗族も增大することが自然の勢であつたと言ふ一 叉試みに史記漢書の貨殖列傳を繙 豪族の跋扈が逃だし 聯の聯

也氏、 含められてゐるのであらうか。 るるのに(<sub>建八</sub>)、 る。 そこでは富豪の多くが何某と言ふ個人の名によつて記されず、 是等の富豪の内たとへば卓氏の如きは他の刻傳中では明らかに司馬遷當時の當主の名卓王孫と言ふ者が知られて 任氏、 **排鹽氏**、 貨殖傳中では 栗氏、 杜氏、 蓋しこれらの富豪は決して單なる一家ではなくして富裕なる同姓が一 種の體例としてその名に觸れてゐないのである。これは如何なる意味が史家によつて 張氏、 質氏、 濁氏、 或は諸田等と言ふ風に姓氏のみを以つて記されてゐるのであ 單に卓氏、 石氏、 如氏、 **苴氏**、 孔氏 地 方に聚居して 曹邴(丙)征

(287)

第二十四卷

堂々たる素封の豪族を形成してるた

司馬遷の當時も決して單に一

姓

一家より成り立つてゐると言ふ如きものでなく、

當時の一

豪族を形成してゐた爲めに史家は彼等の貨殖の史實を一姓全體として記述する意があつたのであらう。

卓氏の家も又

般的習俗に從つてその財は子女の間に均分せられた(註立)。卓氏は戰國時代から續いた姓氏であるから(註10)

三八

ひられる(注一人)。 三百餘家あつたと言ふが、註一心、 縮した様に齊田氏は他の大族十萬餘口と共に闘中に徙されたが、 のみを以つて記されてゐる場合でも、 姓は一家にあらず故に諸と稱す」(建一五)と言つてゐる。今此の考を更に推し廣めると、たとへ諸の字が無くてたゞ氏 の顯著なるもののみを拾つたのであつて雨漢の史籍には數多くその例がある。顏師古は代諸白の下に注して「代郡白 す他の列傳中にも往々姓氏のみを以つて呼ばれる者がある。 關中の富商大賈は大抵みな諸田と言はれ中にも田嗇、 してふくまれてゐた樣である。 られてゐることも稀では無かつたであらう。 もあつたならば普通の大きさの里は完全に一姓によつて占められ、 ではないけれども、 涿郡大姓西高氏・東高氏(註一三)があり、 苗裔等十萬餘口と共に關中に徙された姓氏である。 のであらう。 田氏は齊の地方の大族であつた。 又里中の人妻は里母と言はれる(註一小)。 その尨大なる數字は齊田氏の家數の尨大さを偲ばすには充分の樣に思はれる。 たとへば里の中に於いて相當の發言權を有すると見られるものに父老と言ふ呼稱が用 一般に漢代では百家は一里を構成するとせられてゐたのに(註一: 同様に多くの家より成立してゐる同姓の一 游俠傳に濟南間氏が再出し代諸白、 一體漢代では里と言ふ言葉そのものに血緣團體と言ふ如き觀念が自らに 高祖の時襲敬の上奏に依つて楚の昭氏、 此の田氏等は關中に徙つても長く大姓族たる實をそなる。強二こ、 田蘭の二家はその尤異なる者とされた(註一三)。 かゝる稱呼に含まるゝ血緣的なるものは、 酷吏傳に濟南墹氏・河内穰氏・南陽寧氏 十萬餘日は勿論田氏のみから成立つてゐたと言ふの 時には一郷の何十%かは一 北道姚氏・西道諸杜等がある(註一四)。 族を指すものと考へられる。 屈氏、 景氏、 姓の家口によつて占め 一姓にして三百家 濟南の間氏は宗人 貨殖傳のみなら 懐氏及び七國の 里なるものゝ成 ·孔氏·暴氏 先に指 今そ

立が多分に血縁的要素を持つてゐることを思はすものである。王充は當時傳說されてゐた「秦王が荆軻の住んでゐた 里を夷滅した」と言ふ説話を合理的に解して「秦王は或は荆軻の九族を誅したのであらう。九族は衆多で同里して

族を含み九族は同時に州里を構成してゐる」と考へて差支へないとされてゐる往三つ。 同姓一族によつてその大部が占據されてゐたであらう。 依つて占められてゐる、 たと言ふ風に大袈裟に傳へたものである。」『誰言》と言つた。王充の考に依れば一里中の家々は必ずしも九族の一類の みによつて全然占據されてゐるわけではないが、九族となればその家口は自然尨大となるから一里の大部分は九族に 若し九族を誅するとなれば一里すらも殲滅するに至るであらう。そこで好事家が秦王は軻の一里を全滅せしめ と見なければならぬと言ふことになる。漢代の豪族の定若してゐる郷里は往々にして斯樣に 岡崎文夫博士も「宗族と郷黛は對立概念ではなく、 郷黛は宗

ある。 て讀めば恰も個人又は單一の家の如き印象をうけるけれども、多くの場合に斯く受取ることは非歴史的理解と言はざ て表はすことにしやう。 るを得ない様である。 つて多くなる言葉に、その宗族が代々官吏を輩出したことを表はす家世名族、 (建三)・豪(建三)・大姓(建三)・大族(建三)・著姓(建三)・族姓(建三)の等はその主なるものであるが、 これは後漢書には枚擧に遑なく出て來る。豪民(人)(章三)又は豪傑・兼併之家(章三)等言ふ言ひ方も率爾とし たとへば並仲舒の豪民・仲長統の豪人の如きを分財別居の社會的風智と表裏して理解する時は 漢代では斯る豪族はいろ!)の呼称で呼ばれた。 豪姓(註三)・豪族(註三)・豪右(註三四・豪宗 家世衣冠族、 世爲二千石等と言ふのが 他に特に後漢にな

漢代に於ける家と豪族

(宇都宮)

第二十四卷

第二號

三九

此の種の大宗族を便宜上「豪族」と言ふ語を以つ

今先に述べた様な單家單門等と言ふ風に表現される家々に對して、

四〇

少くも多の場合に真に斯る個人又は家が單一に存在すると考へることは非歴史的ではないだらうか

長が餘り自家の經濟を省みずして宗族郷藁に散施し貧窮を招來する恐れある時は、 律とまでなつてゐたことも亦理解さるゝのである。 かつた」(誰言也) 孫であつたがやはり少にして孤貧、 と見る可きであるが(証言)、 **福なる家庭もあれば不幸なる家庭もふくまれてゐた。第五氏は齊田氏の一族で、** くの家々に分かれ、 してゐることを示すものであるが、 みない者は介なりとして護られた(註三九)。 その孫悅の時には家貧にして書物さへない有様となつてゐた(註三八)。 ることは美徳とされ、「家財を以つて九族邑里の貧者を賑邺した」(韓三次)とか 一は上述した様に非常に多くの同姓の人口から成立してゐるが、 等と言ふ記載が多く存し、 從つて同 有名な第五倫の族孫訪は孤貧で傭耕して兄嫂を養つた(註三四)と言はれ、 族内に於ける家々の經濟狀態は千差萬別であつた筈で富めるあ 資書して生活の資を得てゐた(註三五、 而も同族の内部に於てこれを德義上から互に救恤しなければならぬことが、 凡てこれらのことは豪族の内部に於ける家々に、 額川の大族荷氏に於ては荷淑が産業の増殖する 毎に宗族知友を贍は 然れども猶ほ富は家族生活の尤も重要なる根據であつたから、 自己の一家經營にのみ汲々として宗族郷鉱を顧 一方に彼等は分財別居の習俗によつて族内は多 般に宗族の内貧窮なる家に對して散施す 「宗親九族に散與して自家には餘財がな 關中に徙つた姓氏である。 その禍を直接受く可き子孫達或 相當多くの貧困者が發生 れば貧なるもあり、 劉梁は宗室の子 不文 幸 家 は

子孫の爲を思ふ他人はこれを拘削する擧に出でざるを得なかつたのである(註言)。

分財別居は先に述べた様に同姓宗族增大の有力な根據であつたが、

而し如何に巨富なるにもせよ一定量の財富がそ

(290)

漢代に於ける家と豪族

四一

維持し、 言 ふ 一 の如き事實を指したものである。豪族はこれらの行為を敢行する場合「强を以つて弱を凌ぎ、 漑の如き公共事業の利益を獨占せんとした(註四四)。 所有が程度を超えたり、 亡の一、 自ら他の救恤を受けざるを得ないものも發生して來るのは論理上當然であらう。こゝに豪族の各々の家々がその富を のまゝ子孫の家々に代々分割さるに於いては富の力は次第に貧弱化せざるを得ず、 家には多數の賓客が聚つて居り、同族が開體として行動する時は常に此の賓客も共に行動し協力した。 大に感嘆した(註四六ノこと言ふ話がある。賓客が豪族の家々に結ぶことは極めて固きものがあつた。富を生産し富の表 入が海中の島に存するのを大に恐れ、 は背豪傑の資格があり、 人と言ふ表現は兩漢史書に多く見えてゐる所である。彼等は平素豪族に依附して豪横爲さゞる無い者である。 る」と言ふやり方を採つた。 種の取卷き連中の横暴も亦兩漢史書の數限り無く傳へる所である。 豪強大姓蠶食厭くなき益門で行為が存在する根據があり、 或は益々增進せしめやうとする行動の自ら生ぜざるを得ない必然性があり(註四)、 その一族は豪族として多くの貧客が依附してゐた。 强を以つて弱を凌ぎ、 豪族の全體としての力は族居して多數の同姓の家が同 使をして之を召さしめた所、 豪族大姓はその必然的衝動として、 衆を以つて

寒を壓迫する

行為(註四三によって

生する

弊害を
どうして
も 司馬遷が棄併豪黨の徒が郷曲に武騎する(註四五)と言つたのは斯 客達は横已に亡きを知つて皆自殺したので高祖 逆に又六條の詔書の第一 狄の田氏は齊の田氏の一族でその兄弟宗族 後に高祖は此の内の田横の決死の客五 常に小民を侵枉し、 同姓宗族内に於ける家々の富にも 一郷里に存する所にある。 こゝに鮑宣が所謂 條に所謂强宗豪右の田宅 衆を以つて寡を壓迫す **爺併を行ひ、** 宗族賓客何千 民の七 雅

第二號

る る。 が横行してゐた。 同族はそれを中心として團體的に行動した。 力的 相救恤する義務が不文律的に成立してゐたが族の外部に對しては、 い(誰こ)。「族居」即ち强にして衆なる所以であつたのである。 利用せんとしたことに理由がある(註五〇)。 を宗族としての團體行動に用ふる時、 する様になり戦争のない時は主家の田農に從つた(註四九)。 でもなく賓客でもない一 示物でもあつた(EEEメリン)。 ることは勿論大變であるから、 したのはこれらの豪族が地方に蟠居しない様にしその内部に抱擁せらるゝ絕大なる勢力を中央の司配下に置きこれを 同盟( 或は然るかと思はれる。 (産三) を通じて相互的に利害を守る外、 而してこれらの凡ての活動に於いて豪族大姓には常に、それを主として領導する中心的 後漢末の爭亂の時、 廣漢は赴任數月にしてその首悪を誅滅したと言はれる(註五元)。 種の私兵であるが、 奴隷も亦戰亂等の場合の如く宗族が團體として行爲する時、 豪族に率いられる私兵の一 任峻は宗族賓客家兵敷百人を率いて曹操に從はんとした(註四七)。 その威力の恐る可きこと論するまでもないであらう。 武帝の時には 後漢書の朱儁傳には李賢が家兵に註して憧僕の類である。注四心と言つて 趙廣漢が潁川の太守として赴任した時潁川には大姓原「氏」褚「氏」の宗族 貧弱なる單家、 般に强宗大族は族居することが許されぬこと、なつたらし 郷里を同じくする豪族の家々がそれかくかくる有力なる力 種に部曲と言ふものがある。これは後漢末から次第に盛行 彼等は族の内部に於いては前述の様に、 單門の徒に對しては相共に極めて排斥的 濟南の間氏は游俠の集窟をなした(註五六、 或は豪族間の婚姻を通じて(註三)或は豪族間 多くの家より成る宗族全體を誅滅す その 婁敬が諸大族を關中に徙 関の有力なる戰力とな 一人物又は家が存し 此の家兵は宗族 **徳義的に家** の武

その首悪のみを誅したものである。

漢代に於ける家と豪族

(字都宮)

て世 なした。 相次いて亡匿し、 6 氏の横暴を憎んで「潁水の清んでゐる内こそ灌氏も安寧だらう。 宗族賓客相ともに權利を漁つたのは灌夫が、 如何なる行動の首領であつたのか具體的にははつきりしないが、 な宗族行動であるが耿純はか 故郷を慕つて二心あらんことを恐れ、 時 れに歸する者千餘家に及んだ(誰云〇)。 郷里の著姓たりし樊氏は重字君雲の時代に於いて特に貨殖に意を用ひ、 族を滅したものでなく、 悪を族滅した(誰五八)とあるが、 その宗人は三百餘家に及んだと言はれるが郅都が太守として赴任するや又その首惠を誅した『聖史』 れるのだ」 は軍將として宗族を率るたものであるが、 一祖の軍に従つた。 その子宏の時王莽の鼠の爲めに、 と言つた。 夫自身はその家屬と共に「族」されてしまつた(註六三)。 此の時彼は質に舉族從軍したので、 後に諸灌氏支屬は皆丞相田蚡の吏に捕縛せられ薬市罪を課せられることになつたので彼等は 首悪の家を全滅せしめて他の宗人をしてその據所を失はしめたものであらう。 、る宗族行動を自ら主領として導いたのである。 族滅は前にも言つた様に一家を全滅せしめる刑罰である(建立) これは寧ろ消極的に樊氏父子がその宗族の首長として平時は宗族を賑 故郷の廬舎に火を放つて焼却してしまつた。またこ。 郷里又騒然たらんとしたから宏は宗家親屬と塹を設けて郷里を守 距鹿宋子の大姓耿純はその從昆弟所宿植を始め宗族賓客二千餘 灌氏一族の經濟的活動を領導した事實を言ふものである。 その中には老人や病人まで含められ、 額水が濁る時があつ て見よその時 潁川の灌氏が灌夫と言ふ豪滑の人物を指導者として 蓄積せられた巨富は宗族郷間の賑贍に用ひら 所謂首悪としての誅罰をうけたものである。 間氏の首悪や潁川の これは棄身な非常に積 から決して間氏の全宗 彼は彼等宗人が猶ほ 原氏緒氏の首 こそ灌氏が族 **東記には聞** 瀬川の 南陽の 恤 民は灌 老弱こ が測陽の 悪は 極的 戰 ò

(293)

かやうに豪族は常時非常時を間はず、 前に述べた豪民(人)・豪傑、 人物又はその一家を指して言つたものであると解す可きではないかと思ふ。. 或は鎌併の家等言ふ個人或は單一の家の如き感を與へる記述はかゝる豪族の主領的なる 各種の行動に於いて族中の有力者の領導の下に有效な活動をなしたのである。

を助けたと言ふ(註六正)。 言ふ意味である。 事があつての仕儀である。 從者の主薄は棠を倨敖な男だとけなしたが、 到ると棠はものを言はず、 が漢陽郡の太守となつた時郡人に任業と言ふ者あり、 來天水郡は豪族跋扈の地として有名であるが(註六三) 此の地は後漢明帝の時漢陽郡と改められた(註六門)。 抜き難いものであつた。 これらの豪族は何れも長い歴史を持ち、 兒を抱いてゐるのは開門恤狐の意志である」と。そこで参は大いに曉り善政を布き强宗を抑へ貧弱 任業が薤の一大本を以つて强宗を撃つことを寓意したのは興味あることである。 彼等の族的勢力が如何に根底の深いものであるかを伺ふに足る興味ある說話がある。 たゞ大きな一本の雄と一盃の水を家の屛の前に置き、 水は清め度いと言ふことを示す。 長い間に一定の土地に築き上げられに姓族の勢力は根底の深いもので仲 参は別に考ふる所あり暫らくすると葉曰く「これは太守殿に曉らせ度 **奇節あつて隠居して教授に従つてゐたが参が赴任刻々葉の所に** 一本の大きな難を引抜いて來たのは強宗を撃破し度いと 自らは孫兄を抱いて戸下に伏した。 雕参と言ふ人 難は 卽 ラツキ ち元

く豪族の所謂首惡を撃つことをまで寓意したものであらう。

ものとされる(龍大人)。

任業は地方土着の豪族を久しく族生する難にたとへ、その一大本を扱いたことによつて、

任業自身はやはり天水の豪姓の一人である(誰xむ)

韭はニラで一度種すると久しく生えてゐる叢生の植物である。

難と重は似た

その字は韭に从つてゐる。

の一人にして猶ほ豪族に對してかゝる超越的見解を持する者のあつたこと、これこそは漢の社會の秩序原理たる政治 力の深い顯れである。このことに關しては別に論する機會を持ち度い。今はたゞ任棠の言說と彼の出自との間に存す

足を加 ある。 黨·河 当記誠にその通りで、 吳興の陸氏、 居る。これは基敬時代に選されたもの、子孫である」(註七)と言つてゐるが、 これら地方に分布する豪族の勢力と言ふものは決して一時的のものでなく、 ゐた所謂大姓は殆ど兩漢時代に於いて已にその形態を整へかけてゐた樣に思はれることである。 史に幾分纏まつた記述のあるものゝみを指摘すれば人體上の如きものである。 くその地方に勢力を有して繁殖した。 るもので、 る社會的矛盾に就いて指摘するに止める(誰六八)。 漢代の豪族は何れの地方にもそれん~分布してゐたのであるが、 顔師古は婁敬傳の注に於いて「今でも高陵・櫟陽には諸田氏、 14 ふるを止めておく。 潁川 關東に特に豪族の繁榮したことは、 涿郡の崔氏等の例を舉けてゐるが(註上三、 |南陽・趙・魏・太山等であらう(註云)。此の他各地の豪族の跋扈に至つては剣擧の煩にたえぬ。 此の書物には興味ある材料が多く含まれてゐる。 楊君は魏晋の大姓研究には晋の常璩の著した華陽國志を見なければならぬと言はれるが命 楊聯陞氏は漢代豪族には数百年衰へぬものありと言つて京兆杜陵の廉氏、 此の地方が早くから經濟的に充分開發されてるたからである(註10)。 斯る例はもつと多く漢史の内に見出すことが出來る。 殊に史上有名な地方は三輔・天水 華陰好時には諸景氏、三韓には諸屈諸懐が多く その一つは晋代の巴蜀漢中の地方に成立して 何れも長い傳統と歴史を持つてゐるので 一度豪族として成立したものは通例長 太原以下の各地は所謂關東の地に屬す 郎ち華陽國志卷十先 · 蜀 コ・太原 今は蛇 <u>.</u>

漢代に於ける家と豪族

(宇都宮)

第二十四卷

第二號

四 五

四六

賢士女總讚寺で及び卷十一後賢志の兩卷中に見ゆる名士烈女の姓氏は、巴志・漢中志・蜀志・南中志 (巻三三 分であるが、その姓氏が大部分普代に成立してゐた大姓の姓氏に屬してゐるのを發見する。今その一例を示す爲めに られた各郡縣の條下に附記せらる、大姓の姓氏に屬する者が多い。就中先賢士女總證は兩漢劉蜀の名士を記載した部

蜀郡の例を表として掲げる。

	英	代名	<b>蜀郡大姓表</b>	
縣名	晋代	大姓	兩漢名士	時代
成都縣	柳	氏	柳宗	後漢
	杜	氏		
	聚	氏	張 寬	前漢
			跌 涮	後漢
			張 楷(獅子)	间
			張光超(楷弟)	[71]
			張 陵(階子)	同
	趙	氏	趙定	後漢
			趙 戒(定子)	同
			趙 典(叔子)	同
			趙 謙(戒孫)	同
			趙 温(議弟)	[4]
	郭	汎		
	楊	F	楊由	後漢
			楊 班	同
			楊竦	नि
			楊 終	[11]
裸 樂	何	氏	何 瑚	前漢
			何 武(關弟)	同
			何 顯(武弟)	同
			何 奖	後漢
			何 汝	同
	M	氏	羅 街	後漢
	郭	氏		
繁縣	==	狠		
江原縣	東	カ		
	常	氏	常治	後漢
			常 詡	[ri]
臨邛縣	ME	兀	陈 沈	前漢
	釰	氏		
廣都縣	朱	氏	朱 普	後漢

有名な土着豪族は概ねその族に属する祖先達の中の誰かを漢代まで剃つて兎出すことが出來ると言つた(註+思)。 の形態を示現しつゝあつたことを證明するのであると思考せちるゝのである。予は會つて史姓韻編を見ると、六朝の 而してこのことはとりもなほさず、晋代に於いて成立してゐた此の地方の大姓は、已に兩漢時代に於いて充分にそ 叉姓

氏と地方との間には豪族が郷曲に武斷する關係から生する緊密な歴史的關係があることを指摘し、 六朝の豪族とは斯

る歴史的なる概念を包含するものであると言つた(註上五)。 今上掲した蜀郡大姓の一例によつても地方の大姓豪族が如

何に傳統的な歴史的な存在であるかゞ判明するのである。

#### 誈

- $\bigcirc$ 漢學會雜誌第三卷
- $\Xi$ 十三經註疏本爾雅釋親第四、 宗族 の項
- 陰識字次伯。南陽新野人也」とあり、 後漢書(卷六十二)陰識像に

於邦君。子方常言。我子孫亞大。至識三世而遂繁昌。 恩。臘日晨炊。而竈神形見。子方再拜受慶。 IJ 以祀之。 <sup>"</sup>初陰氏世奉管伸之祀。謂爲相君。宣帝時陰子方者至孝有 自是已後暴至互富。 田有七百餘頃。 與馬僕隷。 家有黄羊。 放後 比 因 在

#### (四 同前体に

常以臘目記憶。

而腐資羊焉」とある。

族賓客千餘人。往詣伯升。 徴識。讒隨貴人(陰后)至。以爲騎都尉。更封陰鄕侯。」とあり。 及劉伯升起義兵。識時游學長安。 (中略)。 聞之委業而歸。率子弟宗 建武元年光武(中略)。

あ り、

### $\Xi$ 後漢書(卷四十五)李通傳に

「李通宇次元。南陽宛人也。世以貨殖著姓。(中略)〔王莽〕誅 兄弟門宗六十四人。皆焚屍宛市。云々。」とあり。

漢代に於ける家と豪族

(字都宮

3

千餘家を連坐せしめ流血十餘里に至る大獄を起した。漢書 傳)義繼はその豪族穣氏等を族滅し王温舒は郡中豪猾 劇烈に案治されたことがあり、(漢書卷九十、 前漢時代の河内郡は蘂縱や王溫舒等と言ふ酷吏によつて 王溫舒 の家

(卷二十八下)地理志下には

又その弟與の傳の終

豪傑侵奪。 薄恩禮。好生分」とあり、「〔河內之地〕 联叔之風旣散。而討之れ 7 而討之化猶存。 類師古は生分を釋 放俗剛靈。

豪傑とは當に豪族のことを言ふと解す可きである。 「謂父母在。 参看。 韓延霧傳に 顯川も亦豪族跋扈の地であつた。 而昆弟不同財産。」と言つてゐる。 漢書 此處に所謂 (卷七十 註

は此の地の風俗を述べて

糾察した。(同上卷趙廣漢傳)漢참(卷二十八下)地理志下に

趙廣漠は法治主義を發揮して此の地の豪族を大いに

「頴川多豪醍難治。國家常爲選良二千石。」とあるはそれで

等訟。 生分爲失」と言ひ又黃靭、韓延壽の徒が民風を改良: 「潁川尊都。士有申子韓非刻害餘烈。高仕宦。

好文法。民食造

第二十四卷 第二號

> 四 Ŀ

麥〇

第二十四卷

たことを傳へて

·颍川好爭訟分異。黃韓化以篤厚。」と言つてゐる。

E 史記(巻百十七)司馬相如傅に 曹邵氏は漢書では丙氏に作つてゐる

臨邛中多富人。而卓王孫家僮八百人」とあり。

无 同前傳に

·卓王孫喟然而歎。自以得使女尚司馬長卿晚。而厚分與其女 史記(卷百二十九)貨産傳に 與男等同。」とあり、

「蜀阜氏之先。趙人也。用鉞治宮。秦莜趙。遷阜氏。云々こと

(一一) 漢書(卷一下)高祖本紀下に、

「九年十一月。徙齊楚大族昭氏屆氏景氏懷氏田氏五姓關中。 與利田宅。」とあり、又史記(卷九十九)劉敬惇に

關中。無事可以備胡。諸侯有變。亦是奉以東伐。此强本弱 漢書(基数傳卷四十三)には顕師古が註を加へて 末之術也。上日善。猶使劉敬徙所言關中十餘萬口。」とある。 「臣願陛下徙齊諸田。楚屈昭景。燕趙韓魏後及豪傑名家。居

時所徙」とある。 「今商陵櫟陽詣田。華陰好時諸景及三輔諸屈諸懷尚多。皆此

(一二) 史記(卷百二十九)貨産列傳に - 關中富商大賈大抵盡諸田。田啬田蘭章家栗氏安陵杜杜氏亦。。

巨萬。此其章章尤異者也。」とある。

漢書(巻九十)酷東傳中那都傳に

南の太守として赴任した時のこと 「濟南間氏宗人三百餘家云々。」とあり。淺縱傳に義縱が 「至則族滅共豪穣氏之屬」とあり、南陽の奪氏は寧成の一族

闸

氏と並ぶ豪族であつたらう。嚴延年傳には てその家を破碎したと言ふ。孔暴は史記(卷百二十二)の傳 である。義繼は孔八氏ン暴八氏ン二氏を奔亡せしめ暮氏を接じ の集解に徐廣を引いて「孔暴二姓大族」とある様に恐らく簪

吏不敢追。 浸浸目多。 道路張弓救刀。然後敢行。共亂如此。」 咸曰。率負二千石。無負豪大家。賓客放爲盜賊。發報入高氏。 とある。師古は「兩高氏各以所居東西爲號者。」と言ふ。高 「涿郡大姓西高氏·東高氏自郡東以下皆畏避之。莫敢與牾。

氏の二大群聚を言ふものであらう。

(一四) 漢書(卷九十二)游俠傳中別孟傳に

「是時(景帝時代)濟商關氏陳周尚亦以豪聞。景帝聞之。使使 盡誅此屬。其代諸白。梁韓。母辟·陽翟薛况·印塞孺紛紛

復出焉。」とあり郊解像に 調之徒。盗跖而居民問者耳。云々。」とある。 至若北道姚氏、西道諸社。 南道仇景原道伦羽公子。南陽趙

一師古目。代郡白姓非一家也。

散稱諧焉」とある。

五.

前引劇孟傳参看

註(一三)參看。

(一七) (一)の註(一)参看

298)

(一八) 父老は單に地方の有力者と言ふ程の廣い意味に用ひら れる時もあるが、里中の顔役が又父老と呼ばれた。漢書(卷

有興者。云云。」とあり、閻門は里の門である。父老は里中 間。令容顯馬高蓋車。 我治獄多陰德。 未等有所<mark>第。子孫必</mark> 「始定國父子公。其閩門樂。父老共治之。子公謂曰。少高大門 に對しては相當の發言權あり、漢참(卷四十)陳平傳に の事務に關與しこれを處理する者である。故に里中の事務 七十一)于定國傳に

等を納得せしめるには骨が折れたことであらう。 とあり、社率となつて、やかましやの一言居士である父老 「里中社。平爲率。分肉甚均。里父老曰。善陳孺子之爲率。」

(一九) 漢書(卷四十五)蒯通傳に 「臣之里婦。與里之諸母相善也。里婦夜亡肉。姑以爲盜。怒 安行。我今令而家追女矣。云々。」とあり、里の諸母、里母 して起原的には里の血緣性を暗示する 語とす可きであら は里婦と同じ意味で親愛の意をふくむと共に、父老と相對 而逐之。婦晨去。過所善諸母。語以事而謝之。里母曰。女

#### 3 王龙、 論衡(卷七)語增篇

後漢書(卷九十七)范康傳 岡崎文夫博士、魏晋南北朝通史。四二六頁—四二七頁

嚴令。莫有干犯者。先所請奪人田宅。皆遽還之。」 (范康)遷太山太守。郡內多豪姓。多不法。康至。奮威怒。施

漢代に於ける家と豪族

(宇都宮

「王襲字伯宗。山陽高平人也。世爲家族。」 後漢書(卷八十六)王襲傳

三四 後漢書(卷百十二上)許楊傳

「初豪右大姓。因緣陂役。競欲辜較在所。楊一無聽。」

三悪 「漢異以來靡氏豪宗。云々。」 五) 後漢哲(卷六十一)靡范傳

漢書(卷九十)酷吏傳中義縱傳。

「〔義縱〕遷爲河內都尉。至則族滅其豪穣氏之屬。云々。」

- (二七) 註(二四)參看。
- (二八) 漢書(卷七十七)鄭崇傳 「鄭崇字子游。本高密大族。」
- (二九) 後漢書(卷四十五)李通傳 「〔李通〕世以貨殖著姓。(中略)。居家富逸。爲閻呂雄。(中略〕

(299)

(三〇) 後漢書(卷六十一)張堪傳 (王莽)誅通兄弟門宗六十四人。」

(三一) 後漢書(卷七十九)仲長統傳に豪人の語があるが此の人 、「張湛字君游。南陽宛人也。爲郡族姓。」

見税什五。とあり。此の豪民に使役せらる、貧者は漢書(卷 箭の文あり、それに貧者亡立推之地。(中略)。或耕豪民之田。 民と書かれたであらう。漢書(卷二十四上)食貨志上に董仲 は恐らく唐代に唐の太宗の諱を避けた名殘りで、本來は豪 九十)酷吏傳中籍成傳に奪成が

**第二十四卷** 第二號

四九

『仕不至二千石。賈不至千萬。安可比人乎」と言つて遂に

千萬。」したとある貧民の類で海成の如きが正に豪民であ 推測される。 註)と共に
等氏を
按じてその
家を破碎したと言ふ記事から や、議総が孔(氏)禁(氏)等と言ふ大族(史記酷吏傷の集解 るも數年赦に會ふまで役人の逮捕を受けなかつた張積振り たことは彼が罪を恐れて出關の證を許刻し、鄕里に逃歸す らう。彼が單一なる一家でなく質は南陽の糠の豪族であつ · 翅貲武陂田千餘頃。假貧民。役使數千家。(中略)。 致產數 **海成は穣の宗族群の庇護にかくれてその豪民** 

(三二) 豪傑と言ふ語はいろ~~に用ひられるが社會經濟的の 言されて豪傑兼併之家と言はれる。これも多くの場合は盟 使數千家」に當るもので、豪傑が廣大なる經濟的經營者た ることを意味してゐる。豪傑は多くの場合、乘件の家と連 となつた富人であり、此の役使は緑成傳に所謂「假貧民役 爲豪傑而役使鄕里人也」とある。黃覇は財貨を納れて官吏 **黃覇傳に「以豪傑役使徙雲陵」とあり、顔師古は注して「身** 意味に於いては、豪民と同じものである。漢書(卷八十九)

# (三三) 後漢書(卷七十一)第五倫傳に

つたことと思はれる。

の個人や家でなく、その背後に强大なる宗族の一國があ

閻里爭往附之。倫乃依險固築營壁。有賊輒奮勵其衆。引强 多。故以次第爲氏。倫少介然有藏行。王莽宋盗賊起。宗族 第五倫字伯魚。京兆長陵人也。其先齊諸田。諸田徙園陵者

> (三四) 更に同書(卷百六)の第五訪傅を見ると 「第五訪字仲謀。京兆長陵人。司空倫之族孫也。少孤貧。常 以拒之。」とあり、豪族たるの姿態を伺ふに足る。

儲耕以養兄嫂」とあり<sup>°</sup>

(三五) 後漢書(卷百十下)劉梁傳に 「劉梁字曼山。一名岑。東平寧陽人也。梁宗室子孫。而少孤

(三六) 後漢書(卷百六) 童恢傳に

貧。賈諧於市以自済。」とあり。

振りを發揮したものであらう。

「童恢字漢宗。琅邪姑慕人也。父仲玉遭世凶荒。傾家賑

九族郷里。類全者以百数。」とあり。

(三七) 後漢書(卷五十六)章彪傳に

書卷七十三章**賢**傳、 「彪淸儉好施。祿賜分與宗族。家無餘財。」とあり。此の類 は賢の子孫、京兆杜陵には賢の子玄成の子孫が有つた。(蓮 逃は極めて多い。猶韋氏は著名な豪族であり、扶風平陵に 及後漢書五十六章義傳參看 の記

「荀淑字季和。潁川潁陰人也。荀卿十一世孫。(中略)。出

(三八) 後漢書(卷九十二)荷淑傳に

業毎增。輒以贍宗族知友。]とあるがその孫荀悅の傳(同卷) 朗陵侯相。莅事明理。稱爲神君。頃之奔官歸。閑居發志。産

(三九) 後漢書(卷七十三)朱暉傳に

家贫無諧。每之人間所見篇牘。

覧多能誦記。」とある。

「自臨淮。屛居野澤。布衣蔬食。不與邑里通。鄕黨譏其介。

は宗族郷里の非難に價したのである。 財ありながら宗族を顧みず自己の家にのみ閉じこもること 敗家者。遂不復娶也」と言はれてある。然し家に相當の資 敗家者。遂不復娶也」と言はれてある。然し家に相當の資

# (四〇) 漢書(卷七十一)硫廣傳に

「國有貨材二意。家童八百人。像幼有仁心。不殼昆蟲。不折「國有貨材二意。家童八百人。像幼有仁心。不殼昆蟲。不折今日飲食費且盡。宜從丈人所勸說君買田宅。云々。」とあり。又後漢書(卷百十二上)折像傳に折氏は廣漢雒の人とあり。又後漢書(卷百十二上)折像傳に折氏は廣漢雒の人とあり。又後漢書(卷百十二上)折像傳に折氏は廣漢雒の人とあり。又後漢書(卷百十二上)折像傳に折氏は廣漢雒の人とあり。又後漢書(卷)

は彼が亡日を知りて賓客九族を召いて飲食辞決した話からは彼が亡日を知りて賓客九族を召いて飲食辞決した話から當增益産業。何爲坐自單蝎乎。云々。」と言はれてゐるのは何散金帛資産。周施親疏。或諱像曰。君三男兩女。孫息盈前。勸葬。能通京氏易。好黃老言。及國卒。感多譺厚亡之義。乃關有貴財二億。家僮八百人。像幼有仁心。不殺昆蟲。不折「國有貴財二億。家僮八百人。像幼有仁心。不殺昆蟲。不折

立論は自ら豪族の内部に包攝せらるゝ貨殖行為の本能的衝(四一) 前掲折像傳の像を諫めた人の、極めて普通な常識的な

漢代に於ける家と豪族

(宇都宮)

想像されるの

プー 真特(参比トニ) 包面返り 動であるととを示してゐる。

(四三) - 後漢書(卷三十八)百官志に引かれた察質の漢儀に刺史(四三) - 後漢書(卷三十八)百官志に引かれた察質の漢儀に刺史

東軍界と、「(陳龜)遷拜京兆尹。 時三輔强豪之族多侯在小民。龜到厲威「(陳龜)遷拜京兆尹。 時三輔强豪之族多侯在小民。龜到厲威(四四) 後漢書(卷八十一)陳龜傳に

を記して(百十二卷上)許楊傳に汝南太守鄧晨が許楊を任用したこと(百十二卷上)許楊傳に汝南太守鄧晨が許楊を任用したこと(西州豪右并爺。吏多姦食。訴訟日百數。億到。顯用良吏王渙

「暑楊爲都水掾。使典其事。(汝南鴻部陂之復善)楊因高下「暑楊爲都水掾。使典其事。(汝南鴻部陂之復善)楊因高下形勢。起塘四百里。數年乃立。百姓得其便。累歲大稔。初聚結八姓因緣陂役。競欲率較在所。楊一無聽。遂共贈楊受

第二十四卷 第二號

五

第二十四卷

### (四五) (一)の註(五九)参看。

### (四六ノ一) 漢書(卷三十三)田儋傳に

の客これに殉じたことを記して 宗彊。能得人」とあり、後田氏事敗れ田横自殺するや、横 「田儋狄人也。故齊王田氏之族也。儋從弟榮。榮弟橫皆豪傑

至。開横死。亦皆自殺。於是知田横兄弟能得士也。」とある。 「高帝以橫之客皆賢者。吾聞其餘 尚五百人 在海中。 使使召

# (四六ノ二) (一)の註(一八)參看。

(四七) 三國志(卷十六)任峻傳に

「峻別收宗族及賓客家兵數百人。願從太祖。」とあり。

〔四八〕 後漢書(卷一〇一)朱儁傳に

#### ことは考へられ得ることであらう。 思はれるがとにかく童僕は豪族には數多く使役されてゐた 僕之屬」と言つてゐる。との注の意味は餘り明瞭でない樣に 從兩道而入。云々。」とあり。李賢は家兵に注して「家兵童 のであるから、戦亂の如き非常時に兵士として動員される "儁拜交阯刺史。令過本郡。簡慕家兵及所調。合五千人。分

回 九 るものは先づその第二の種類である。 加藤繁博士、支那と武士階級に 一一頁—一三)部曲に二種ありとされたが、予が指摘す (史學雜誌第五十編第

### (金) 註(一一)の傍點の所特に味ふ可し。

### 金 (鄭弘)曾祖父本齊國臨淄人。官至蜀郡屬國都尉。 武帝時: 後漢書(卷六十三)鄭弘傅に引かれた謝承書に

徙o

傳ふる所によれば、斯かる命令もあつたらしいと思はれる。 書には具體的の記録はない様であるけれども、 强宗大族°不得族居°將三子移居山陰°因滏家焉°」とあり°漢 此の謝承の

# (五二) 漢書(卷七十六)趙廣漢傳に

所言。其後强宗大族家家結爲仇讎。 **数吏爲鮨笛。及得投書。削其主名。** 「潁川豪傑大姓相與爲婚姻。吏俗朋黨。廣漢患之。(中略)。 而託以爲豪傑大姓子弟 姦黨散落。風俗大改o

## 云々。」とあり。

(五三)

後漢書(卷四十八)吳漢傳に

盟とす可きであらう。 「時鬲縣五姓共逐守長。 五姓蓋當土觀宗豪右也」と。 據城而友」とあり、李賢注して日 郷里に於ける豪族の軍事的

#### 金 四 後漢書(卷九十七)夏馥傳に

章された。 かも知れぬが、 の時に蝗虫獨り式の姿のみを食しなかつた。 莽の世に淮陽太守となり、その子慎の世には に引かれた陳留春舊像によると、柔の父靖の高祖父固 高氏は三國志の高柔傳(卷二十四)に陳留闓人とあり、 豪姓所仇」とあり、高氏蔡氏は共に圉の舊い大姓であつた。 蔡氏並皆富殖。那人畏而事之。唯馥比門不與交通。 - 草屋遂戸塾缶無儲」と言ふ貧家であつたらしい。 "夏馥字子治。陳留闔人也。少爲書生。言行質直。同縣高氏 高氏の内柔の家系は或は斯くの如く貧しかつた 同氏の宗族の中には富確の家があつたので と言ふので表 愼 がの子 由是為 同傳 は王 定

傳に「蔡邕宇伯喈陳留園人也。六世祖勳好黃老。平帝時爲は有名な蔡邕の屬する大族である。後漢書(卷九十下)蔡邕二九〇頁巻看)。柔は後家族を率いて袁紹に從つた。又蔡氏二九の頁巻看)。それが豪族なるものの普通の姿態なのであつた。

名族として見られてゐたと考へてよい樣である。 には記載されてゐたらしい所を見ると唐代も陳留の蔡氏は 圖書館々刊第六卷第六號參看) たらら。 那の向達氏が貞觀氏族志殘卷として紹介したもの等であつ 發生に關聯して已に述べた所によつても理會出來る。(本稿 となつてゐて大分異つてをり、蔡氏は見えない。(國立北平 は恐らく敦煌から出た唐代氏族書の様なもので、曾つて支 五姓防謝何虞蔡があげられてゐる。寰宇記の據つた姓氏書 載つてゐたらしい。太平寰宇記(卷一)開封府の項に陳留郡 二六九頁參看) 富殖でなければ三世同居は易く出來ることでないのは家の 郿令。云々。」とあり、 "與叔父從弟同居。三世不分財。鄕黨高其義]とあるが家が 向氏の紹介してゐるものには陳留郡四姓元謝衞虞 陳留の蔡氏は唐代の姓氏書にも名族として 落い大姓であつた。 然し簑字記の引用したもの 蔡邕は

に遺憾なく示されてゐる。曰く十三、王朗傳)の裴註に薛夏の傳が引かれてゐるが、それ十三、王朗傳)の裴註に薛夏の傳が引かれてゐるが、それれぬ。單家が大姓の爲めに郡中で壓迫を蒙る話は三國志(卷の人ではなく、或は單家等と言はる可き人であつたかも知高蔡等の郡の大姓に壓迫された夏馥は恐らく像り大きな姓

「薛夏字宜麾天水人也。博學有才。天水舊有姜闆任趙四姓。『韓夏字宜麾天水人也。博學有才。天水舊有姜闆任趙四姓。と。

(五五) 漢書(卷七十六)趙廣漢傳に

「〔辰漢〕遷潁川太守。郡大姓原褚宗旅横忞。賓客犯爲盗賊。「〔辰漢〕遷潁川太守。郡大姓原褚宗旅横忞。賓客犯爲盗賊。

(五六) 漢書(卷九十二)游俠傳中劇孟傳に

(五七) 漢書酷吏傳(卷九十)中郅都傳に「是時濟南關氏陳周甫亦以豪聞」とあり。

「濟市關氏宗人三百餘家。豪猾二千石英能制。於是景。帝拜「濟市關氏宗人三百餘家。豪猾二千石英能制。於是景。帝拜となつてゐる。

(五九) (一)の註(六〇)参看。

(六〇) 後漢書(卷六十二) 奨宏傳に

守。 頭僻日。 **販贍宗族。恩加鄕閻。** 各得其宜。故能上下戮力。財利歲倍。 君雲。世善農稼。好貨殖。重性溫厚有法度。三世共財。子 孫朝夕禮敬。常若公家。其營理產業。物無所棄。課役董隷。 樊宏字靡卿。南陽湖陽人也。 老弱歸之者千餘家。 当生不習兵事。 (中略)。更始立。欲以宏爲將。 云々し 竟得死歸。 (中略)。爲鄉里著姓。父重字 とある。 與宗家親屬。作營壍 (中略)。赀至互萬。 宏叩 m

第二十四卷

### S S 後漢書(卷五十一)耿純傳

賓客牛有不同心者。故燔燒屋室。絕其反願之望。世祖歎息。 とある。 世祖問純故。對曰。(中略)純雖擧族歸命。老弱在行。猶宗人 郡國多降邯鄲者。純恐宗家懷異心。廼使訴宿歸。燒其監舍。 共率宗族賓客二千餘人。 老病者皆載木自隨。 (中略) 是時 耿純字伯山。 鉅庭宋子人也。(中略) 純與從昆弟訴宿植。

## 史記(卷一百七) 濫夫傳に

は「族」滅の罪を課せられたことである。本傳に精し。 皆亡匿。(中略)悉論濫夫及家屬」とあり、「悉論濫夫及家屬」 爲資。使賓客請。英能解。武安(田蚡)吏皆爲耳目。諸滥氏 事。造吏分曹遂捕諸濫氏支屬。皆得薬市罪。魏其侯大娘。 陂池田園。宗族賓客為權利。橫潁川。潁川兒乃歌之曰潁水 清濫氏寧。潁水濁濫氏族。(中略)〔後丞相田蚡〕遂按其前 諸所與交通。無非豪傑大猾。家累數千萬。食客日數十百人。

註(五四)の末に引いた天水郡の四姓の條參看 後漢書(卷三十三)郡國志五益州條下の漢陽郡の項の

(天四)

「武帝置爲天水。永平十七年更名」とあり。

(六五) 後漢書(卷八十一)龐参傳に 棠不與言。但以薤一大本。水一盂。置戶屛前。自抱孫兒。 伏於戶下。主薄白以爲倨。參思其徵意。良久曰。棠是欲曉 「参爲漢陽太守。郡人任棠者有奇節。隱居敎授。參到先候之。

> 助弱。以惠政得民。」とあり。 當戶。欲吾開門恤孤也。 太守也。 水者欲吾清也。 於是歎息而還、參在職。果能抑强 拔大本薤者。欲吾擊强宗也。

( 子 さ 「韭菜也。一穑而久(chiu®)生者也。故謂之韭 (chiu®)。象 許慎、說文、 **進部**。に

薤の本字は燈である。商務院書館發行の植物學大辭典に依 **叉薙菜也。似韭从韭散摩とあり、段註に「俗作蓮」とあり、** 形。在一之上。一地也。(中略)凡韭之愿皆从韭。」とあり、 (Allium Bakeri. Rgl.) はラツキョウである。 ると韭(Allium Odorum L.)の日本名はニラであり、薤 何れも百合

(ナセ) 科葱屬の植物で地下の鱗莖から叢生する。 強(五四)の末に引いた天水郡四姓の文参看。

(天八) 都第九册咨評三七〇頁参看。 簡單には曾て予が論じたことがある。即ち東方學報京

(六九) 三輔の地は前にも言つた様に高祖の時に齊田、 景懷の大族が遷されてその族が長く有力であつた許りで 下)又後漢時代には その後も壓々諮郡の豪族が選されてゐる。(漢書地理志

「三輔强豪之族多侵枉小民」(後漢書八十一陳龜傳)の狀態が

あり、太平寰宇記(卷二十五)雍州の風俗の項

務まらなかつた。天水郡には姜闆任趙の四姓が土着し ね嚴猛を以つて聞する人か循吏の稱ある特別の人でないと 「漢朝京輔稱難理」と言はれてゐる様に漢代三輔 の長官は概

てゐる。 卓氏程氏が漢初では有名であつたが成帝哀帝時代には衰へ も富裕なる豪族が多く、 有名な趙充國を出した姓氏である。(漢書卷六十九傳)蜀郡 國 志卷十三、 上邽は前漢には隴西の屬縣であり、 此の兩氏の衰亡は鹽鐵が事賣となつたことと關係 王 朗傳裴註)との内趙氏は上邽の豪族であ 貨殖傳の冶鑄を以つて宮を築いた (漢書、 地理志下

れる。 野に屬する所で 恐らくこれら大姓の中のどの家かの祖であつたらうと思は に學者張覇(卷六十六)が出で楊氏には楊終(卷七十八)楊由 楊の諸氏が大姓として擧げられてゐるが、張氏には後漢代 思はれる。華陽國志(卷三)蜀志の成都縣の項に柳杜張趙郭 と言はれてゐるから豪族跋扈の地たることたしかであると 人。以處曹任。於是爭賕抑絕」(後漢書卷七十一第五倫傳) 貨自達。〔第五〕倫悉簡其豐膽者。證還之。更選孤貧志行之 があるであらう。後漢時代にも .卷一百十二下)等あり、趙氏には趙典(卷五十七)があり、 一蜀地肥饒。人吏富實。據史家費。多至千萬。皆鮮車怒馬。以財 太原・上黨等の地は漢書地理志(下)に所謂趙地の分

> れる。 7 0 逦 と言ふものが皆此の地方の大族であつた事からも推測せら 蹶起した馮鮑、 たことは後漢の光武帝が義兵を起した當時これを支持 ŋ ć 漢書(卷二十八下)地理志下には à る。 (註六参看)。南陽が豪族の極めて多 樊宏、 李通、 鄧晨、 來歙、 陰識、 小地地 劉隆等 であ

十九 十六 豪族撲撃で名を擧げた南陽太守である。 此 云々。」とあり難治の地であつたが故に酷吏循吏にして特に 於南陽。 類川南陽本夏禹之國。(中略)。秦旣滅韓。徙天下不軌之民 の地を良く治めて名を擧げた人が多い。 は循吏として有名な太守である。又陳咸 が南陽太守となるや 其俗夸奢。上氣力。 好商賈漁獵。 召信臣 義縦(卷九十)は 賦匿難制御也 (漢書卷六 (漢書卷八

たことがある。 と言ふ深刻な政策を採つた。 以殺伐立威。豪猾吏及大姓犯法。 潁川弘農可問。 とれは河南には重臣多く占據し、 河南南陽不可問」と言ふ句が大問題とな 後漢時代に於いても 輒論輸府。 云 々 南陽には ું

は漢末後漢初の此の地方の有様 ゐた。(後漢書卷三十郡國志) が李章傳 卷五十二劉隆傳) **吏の力では制壓しかねることを言つたものである。(後漢書** 宗室と妲戚關係等になる豪族が多くて田宅制を踰ゆれど官 光武即位。章拜陽平令。時趙魏豪右住々屯聚。清河大姓趙綱 一於縣界。起塢壁繕甲兵。爲在所害。」と言つてあ 清河、 潍 魏の地は後漢代冀州に屬して (後漢書卷一百七)に ŋ

死奢靡。漢與。號難治。常湣嚴猛之將。「多晋公族子孫。以許力相傾。矜夸功名。「多古人,以子子。以許力相傾。於今功名。」

報仇過直。 ○ 或任殺伐爲威。 或報殺其親屬」

嫁o 取o 绞

兴o

子弟怨憤。至告計刺史二千石。

漢代に於ける家と豪族 (宇都宮) 内類川も<br />
亦有名な<br />
豪右の<br />
跋扈する<br />
所で<br />
これは<br />
已に<br />
指摘し 言はれてゐる。極めて古い土荒豪族のゐた地方である。

洄 Ł

第二十四卷 第二

五 Ŧī.

第二號

第二十四卷

る。太山郡も亦豪族の跋扈する所として范康傳(後漢書卷 頃左雄(後漢書卷九十一)が冀州刺史なつた時代も猶ほ 「州部多豪族。好請託。雄常閉門。不與交通」と言はれてゐ

犯者。先所請奪人田宅。皆遽還之。」と記されてゐる。 「遜太山太守。郡內豪姓多不法。康至蛮威怒施嚴令。 莫有于

九十七)に

(CtO) 濟制度上編第一章) 岡崎文夫博士、江淮運河小記(南北朝に於ける社會經

勞斡、兩漢戶籍與地理之關係(歷史語言研究所集刊第五本第

二分)参看。

(七二) 楊聯陞氏、東漢的豪族(清華學報第十一卷第四期、 (七一) 註(一一)漢書(卷四十三) 婁敬傳所引師古注參看。

〇一二一一〇一三頁)一多看。

東洋史研究第四卷一七六頁所載楊氏書翰参看。

拙稿「岡崎博士著南北朝に於ける社會經濟制度」を讀

(七四) (七三)

む。東洋史研究第一卷二五六頁下段麥看。

東方學報京都第九册書評欄三六四一三六五頁參看。

(昭和十四年三月七日稿

(七五)

を持つてるたことであらう。このことを本文に精しく書く可きであつたが、或る都合で書けなくなつたから此處に 兩漢の史料に頻りに出てくる大姓といふことばは、恐らくすでに華陽國志で用ひられてゐる樣な一定の特殊意味

附

附記しておく。

記

(306)